

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

公務員以外の支給対象者の方は申請は不要です。

※受取を希望しない場合は、6月5日（金）までに受給拒否の手続きをお取りください。

※公務員については、所属庁より申請書が配布されますので、支給対象者であることの証明を受けたうえで伊佐市へ申請をしていただきます。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童一人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

令和2年4月分の児童手当が支給される児童が対象です。

（年齢到達又は死亡により3月分の児童手当が支給される児童を含みます。）

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童が対象です。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。 +

国の給付とは別に、本市独自に
1万円給付します。

4. いつもらえるの？（支給時期）

公務員の方以外については6月下旬の支給を目指して準備を進めております。

6月の児童手当には合算されず、国給付1万円、市給付1万円をそれぞれ別日に振り込みます。

※支払日については、別途、支払通知書を対象の世帯に送付します。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

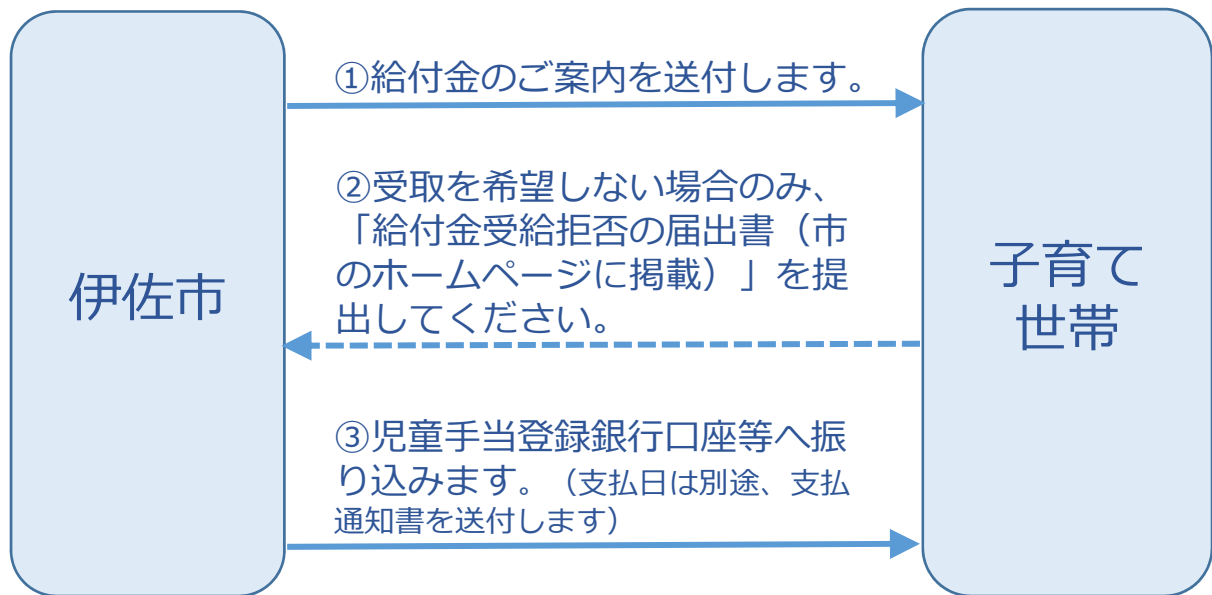
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和2年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、伊佐市こども課までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。
伊佐市では、6月下旬に支給する予定です。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、伊佐市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等へ支給することになります。

お問い合わせは



伊佐市役所 こども課 子育て支援係

電話：0995（23）1311

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。ご自宅や職場などに伊佐市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに伊佐市こども課又は最寄りの警察にご連絡ください。